

厚生労働省発職 0326 第3号

令和8年3月26日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱【予算成立後施行分】

第1 雇用保険法施行規則の一部改正

- 1 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース奨励金）制度の改正
- 2 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース奨励金）制度の改正
- 3 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正
- 4 両立支援等助成金制度の改正
- 5 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）制度の改正
- 6 キャリアアップ助成金（正社員化コース）制度の改正
- 7 人材開発支援助成金制度の改正

（1）人材育成支援コース助成金の改正

イ その雇用する被保険者であって四十五歳以上のものに中高年齢者実習型訓練を受けさせる事業主を助成対象に追加し、中高年齢者実習型訓練のうち座学等の実施に要した経費、中高年齢者実習型訓練を受ける被保険者に対して中高年齢者実習型訓練の実施期間中に支払った賃金、中高年齢者実習型訓練のうち座学等以外のものの実施に要した経費の一部を助成する。（第百二十五条第二項第一号ニ及び第二号ト関係）

ロ オンライン訓練（情報通信技術を活用した職業訓練等をいい、相手の状態を相互に認識しながら実施するものを除く。以下同じ。）又は通信制訓練（通信の方法により一定の教育計画の下に教材、補助教材等を受講者に送付し、当該教育計画に基づき設問解答、添削指導、質疑応答等を行う職業訓練等をいう。以下同じ。）のうち人材開発統括官が定める訓練を実施した場合における、当該オンライン訓練又は通信制訓練の運営等に要した経費に係る助成の上限額を十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）とする。（第百二十五条第二項第二号イからホまで及びト（1）関係）

（2）人への投資促進コース助成金の改正

イ その雇用する被保険者が長期教育訓練休暇を取得する期間において、当該被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた上で、当該被保険者に有給の長期教育訓練休暇を取得させた中小企業事業主に対して、長期教育訓練休暇制度の導入に要した費用及び当該被保険者に対して長期訓練休暇期間中に支払った賃金の他に、当該労働者

の雇い入れ又は当該労働者派遣に要した費用についてもその一部を助成する。(附則第三十四条第二項第一号へ(2)及び第二号へ(2)関係)

ロ その雇用する被保険者が長期教育訓練休暇を取得する期間において、労働協約又は就業規則に定めるところにより、手当支給等措置を講じた上で、当該被保険者に有給の長期教育訓練休暇を取得させた中小企業事業主に対して、長期教育訓練休暇制度の導入に要した費用及び当該被保険者に対して長期訓練休暇期間中に支払った賃金の他に、手当支給等の一部を助成する。(附則第三十四条第二項第一号へ(3)及び第二号へ(3)関係)

ハ オンライン訓練又は通信制訓練のうち人材開発統括官が定める訓練を実施した場合について、(1)ロに準じた改正を行う。(附則第三十四条第二項第二号ロ(1)、ハ(1)及びホ(1)関係)

(3) 事業展開等リスクリング支援コース助成金の改正

イ 事業展開等に伴う訓練の修了後に、事業展開等に資する機器又は設備として人材開発統括官が定めるもの(以下「事業展開促進機器等」という。)を導入した事業主に対して、事業展開等に伴う座学等の訓練の実施に要した経費及び当該訓練を受ける被保険者に対して当該訓練の実施期間中に支払った賃金の他に、事業展開促進機器等の導入に要した費用についてもその一部を助成する。(附則第三十五条第二項第一号ハ及び第二号ハ関係)

ロ オンライン訓練又は通信制訓練を実施した場合について、(1)ロに準じた改正を行う。(附則第三十五条第二項第二号イ関係)

8 その他所要の改正を行う。

第2 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

第3 施行期日等

- 1 この省令は、公布の日から施行する。(附則第一条関係)
- 2 この省令の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第二条及び第三条関係)